投資信託説明書
（交付目論見書）
使用開始日 2017.4.22

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）
アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準

追加型投信／海外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準は、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。くわしくは、表紙裏面「追加的記載事項」をご確認ください。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。

○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）

この目論見書により行う「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）」および「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年4月21日に関東財務局長に提出しており、2017年4月22日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長（金商）第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:12兆5,136億円
（2017年1月31日現在）
ホームページアドレス
http://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034（受付時間:営業日の9:00～17:00）

受託会社:株式会社りそな銀行
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG 三菱UFJ国際投信

追加的記載事項

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準の繰上償還の予定について

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた口数を下回っており、償還することが受益者の皆さまにとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2017年4月25日現在の受益者の皆さま（2017年4月21日までに、購入のお申込みをされた方が対象となります。）に、2017年6月15日付けで繰上償還することについての書面決議を2017年5月26日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の皆さまの議決権の合計数が、2017年4月25日現在の議決権を行使することができる受益者の皆さまの議決権総数の3分の2以上の場合、ファンドは繰上償還となり、購入のお申込みの受付を2017年6月13日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を、2017年4月25日現在の受益者の皆さまにお知らせいたします。

当書面決議の結果（繰上償還の可否）につきましては、2017年5月26日に委託会社のホームページ（http://www.am.mufg.jp/）にてお知らせいたします。

ご留意事項

繰上償還が決定した場合、本書「手続・手数料等　お申込みメモ」に記載する以下の項目の「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準」については、内容が以下のとおり変更となります。

購入の申込期間	2017年4月22日から2017年6月13日まで
信託期間	2017年6月15日まで（2012年3月5日設定）

ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券　一般））	年12回（毎月）	アジア	ファミリーファンド	なし

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券　一般））	年12回（毎月）	アジア	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準」では、「米ドル売り／円買い」の為替取引を行うことにより、アジア諸国・地域の通貨に対して、米ドルでの為替変動リスクが生じることとなります。そのため、為替変動の影響を受けるとの観点から「為替ヘッジなし」と分類しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

◆ ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】
各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】
政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

■ マザーファンドの現在の投資先（2017年1月31日現在）

※主要投資対象国・地域は外務省が定義する「アジア」から選定しており、上記の他、中国、ベトナムが含まれます。
※資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券（米国債券等）に一部投資することもあります。
※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。
※マザーファンドについては、ファミリーファンド方式の説明箇所をご参照ください。

◆ 自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

●米ドル建債券等の外国通貨建債券に投資した場合には、原則として、実質的に債券発行国（アジア諸国・地域）の自国通貨建となるようにマザーファンドで為替取引を行います。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2 ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 主な収益の源泉

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）

債　券
利子収入
債券の価格上昇

＋

通　貨
アジア諸国・地域の
経済成長を背景とした通貨上昇

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準

債　券
利子収入
債券の価格上昇

＋

通　貨
アジア諸国・地域の経済成長を
背景とした対米ドルでの通貨上昇

◆ **金利水準・金利見通し・為替見通し・信用力等を考慮し、投資を行います。**
債券投資から得られる利子収入と経済成長を背景とした通貨上昇期待の高い国・地域への投資配分を高めます。

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）

◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準

◆ **為替取引を行い、米ドルからアジア諸国・地域の通貨に投資を行うのと概ね同等の効果を、円投資者の立場から得ることを目指します。**
＊このような米ドルから投資を行うのと同等の効果を生じさせる仕組みとすることから、「米ドル基準」としています。

● **上記の効果を得るために、実質外貨建資産については原則として「米ドル売り／円買い」の為替取引を行います。**
為替取引を行うことにより、主に下記①、②の影響を受けることとなります。

① 米ドルに対してアジア諸国・地域の通貨が上昇（米ドル安）した場合 → 為替差益が生じます。
米ドルに対してアジア諸国・地域の通貨が下落（米ドル高）した場合 → 為替差損が生じます。
※米ドルに対して円高（円安）となった場合、為替差損（為替差益）は概ね生じません。

② 日本円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合は、その金利差相当分のコストが生じます。逆の場合は、金利差相当分の収益が生じます。

為替取引のイメージ

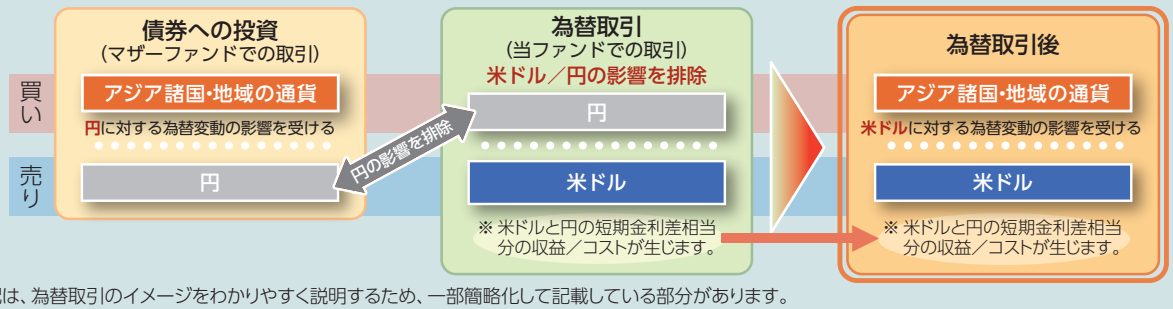

＊ 上記は、為替取引のイメージをわかりやすく説明するため、一部簡略化して記載している部分があります。
＊ マザーファンドについては、ファミリーファンド方式の説明箇所をご参照ください。

※為替取引により円の影響を完全に排除することができるとは限らないため、上記の記載通りの成果が得られない場合があります。
※為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

◆ 基準価額水準や分配対象収益を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

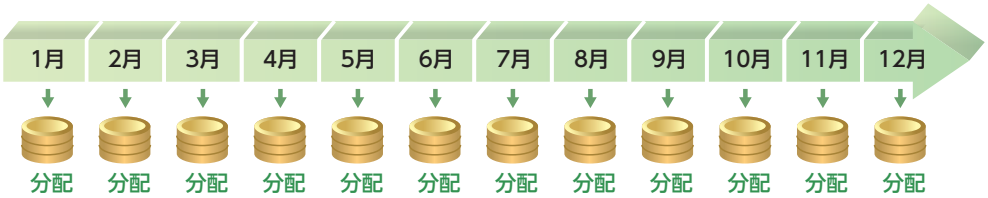

上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

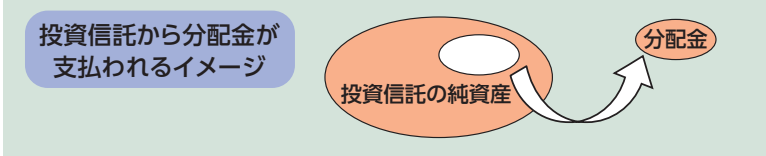

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

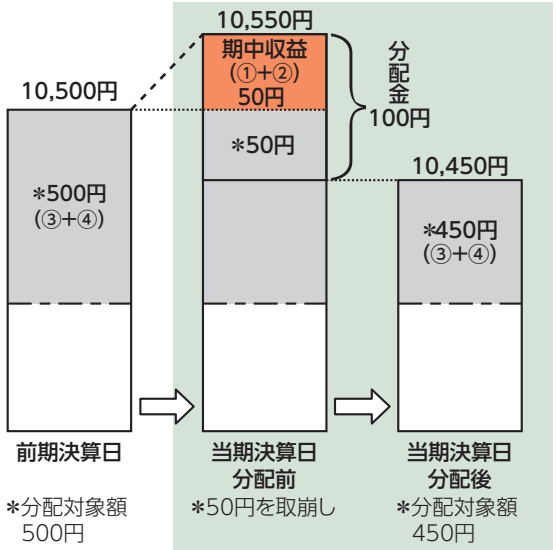

前期決算日から基準価額が下落した場合

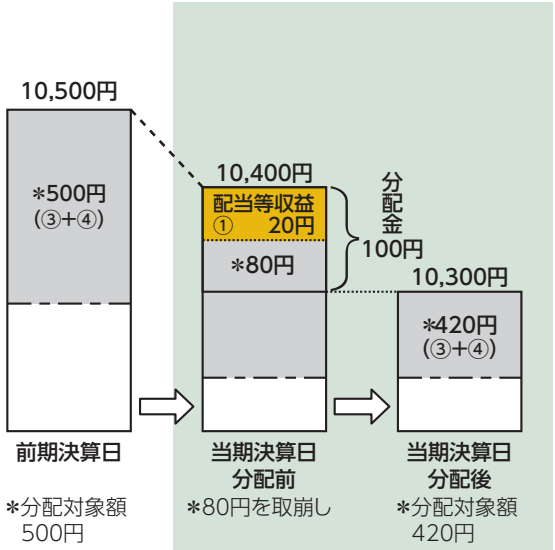

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

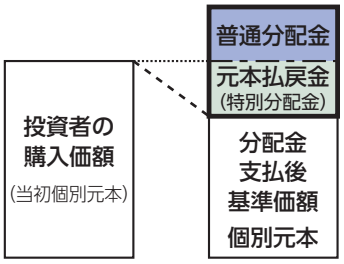

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

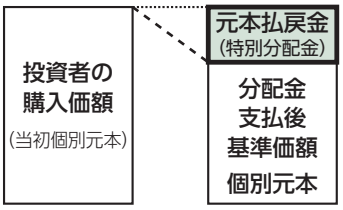

普　通　分　配　金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

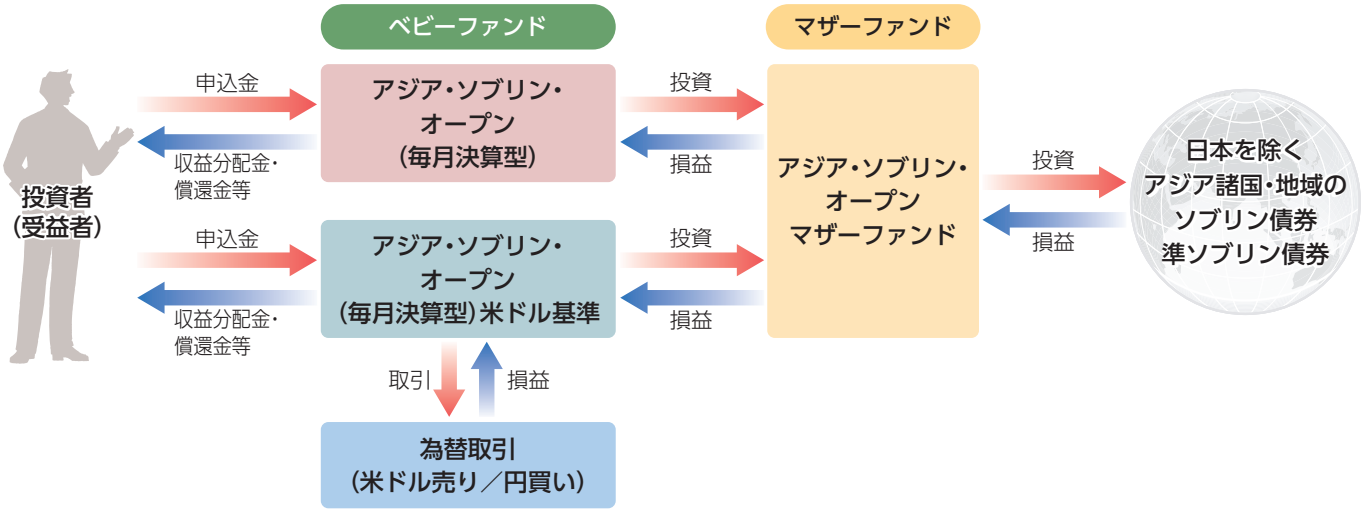

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
ソブリン債券以外への投資	ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、各ファンドの純資産総額の35%以内とします。
同一企業が発行する債券への投資	同一企業が発行する債券への実質投資割合は、各ファンドの純資産総額の10%以内とします。
同一国・地域が発行する債券への投資	同一国・地域が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、各ファンドの純資産総額の35%以内とします。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動リスク	**●アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）** 当ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。 **●アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準** 当ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。原則として、当ファンドは実質外貨建資産について「米ドル売り／円買い」の為替取引を行います。この取引の結果、アジア諸国・地域の通貨に対して、米ドルでの為替変動リスクが生じることとなります。そのため、一般的にアジア諸国・地域の通貨が米ドルに対して強く（米ドル安に）なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（米ドル高に）なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。 なお、設定や解約等の資金動向、為替取引のタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に円に関する為替変動による影響を排除することはできません。 また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルの金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。
金利変動リスク	投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。
信用リスク（デフォルト・リスク）	債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。 ファンドは、投資適格債（BBB格相当以上の債券）のほか、投資適格債の格付けを下回る「BB格相当以下の債券」も投資対象とします。

投資リスク

流動性リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。
カントリー・リスク	債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。 ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。 ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。 ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。 この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 各ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります。直物為替先渡取引の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きくカイ離する場合があります。
- 各ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2012年2月末～2017年1月末）

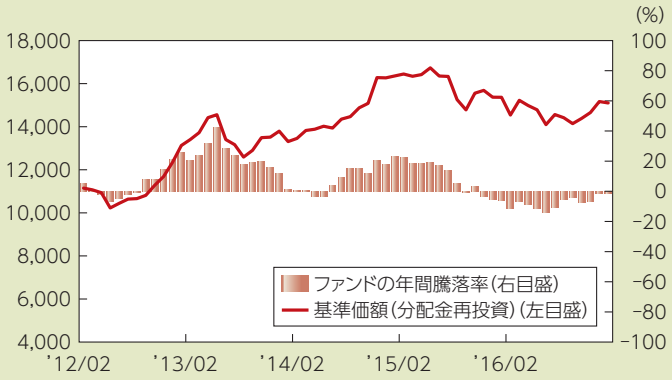

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2012年2月末～2017年1月末）

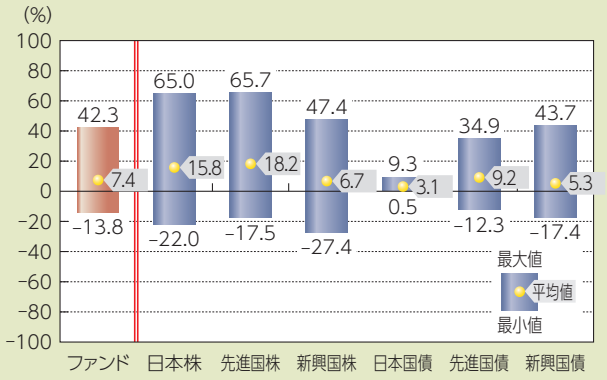

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

投資リスク

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）米ドル基準

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2013年3月～2017年1月です。
基準価額（分配金再投資）は、2012年3月末～2017年1月末です。

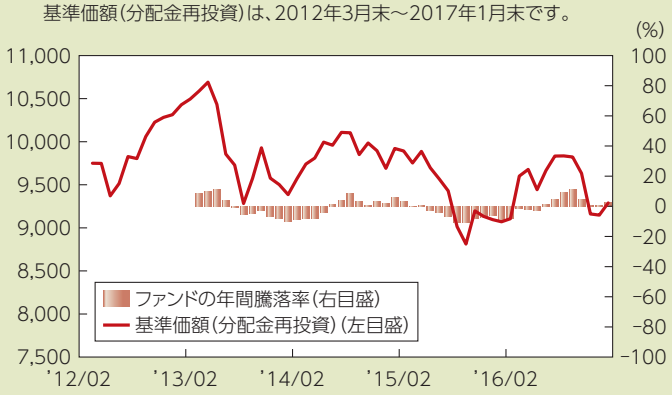

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2012年2月末～2017年1月末）
ファンドの年間騰落率は、2013年3月～2017年1月です。

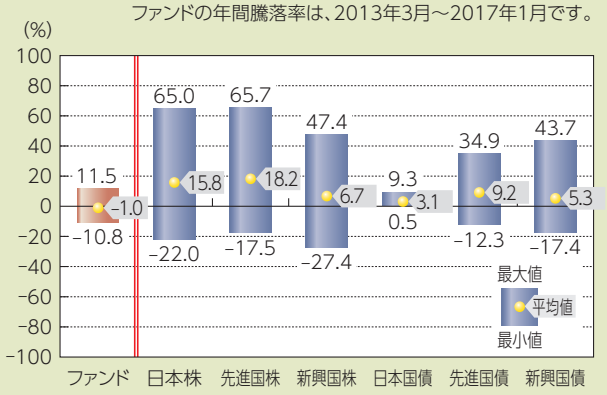

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX（配当込み）	TOPIX（配当込み）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数（TOPIX）に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX（配当込み）に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX（配当込み）の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX（配当込み）の算出もしくは公表の停止またはTOPIX（配当込み）の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	NOMURA－BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA－BPI（国債）はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA－BPI（国債）は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本）	シティ世界国債インデックス（除く日本）は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

2017年1月31日現在

アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

基準価額・純資産の推移 2009年9月28日(設定日)～2017年1月31日

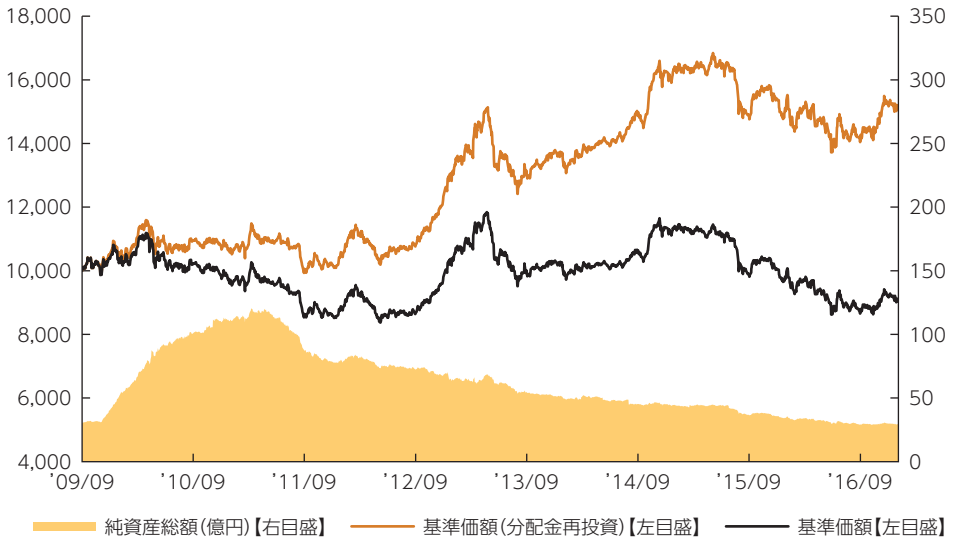

•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

基準価額・純資産

基準価額	9,060円
純資産総額	29.2億円

分配の推移

2017年1月	60円
2016年12月	60円
2016年11月	60円
2016年10月	60円
2016年9月	60円
2016年8月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	5,060円

•分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	82.9%
特殊債	2.7%
社債	11.6%
コールローン他(負債控除後)	2.8%
合計	100.0%

通貨別構成	比率
インドルピー	18.8%
インドネシアルピア	18.0%
タイバーツ	13.9%
フィリピンペソ	12.2%
マレーシアリンギット	10.1%
韓国ウォン	7.9%
シンガポールドル	7.7%
ニュー台湾ドル	6.3%
その他	5.1%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1	6.625 INDONESIA 330515	国債	インドネシア	11.5%
2	1.25 THAILAND I/L 280312	国債	タイ	6.9%
3	6.25 PHILIPPI(GL) 360114	国債	フィリピン	6.8%
4	1.875 KOREA TRE 260610	国債	韓国	6.4%
5	1.375 TAIWAN GOVT 200310	国債	台湾	6.2%
6	3.65 THAILAND 211217	国債	タイ	5.3%
7	3.955 MALAYSIAGOV 250915	国債	マレーシア	4.0%
8	7.75 POWER SEC 170422	社債	フィリピン	3.9%
9	8.375 INDONESIA 260915	国債	インドネシア	3.6%
10	2.875 SINGAPORGOVT 300901	国債	シンガポール	3.3%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
•「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

年間収益率の推移

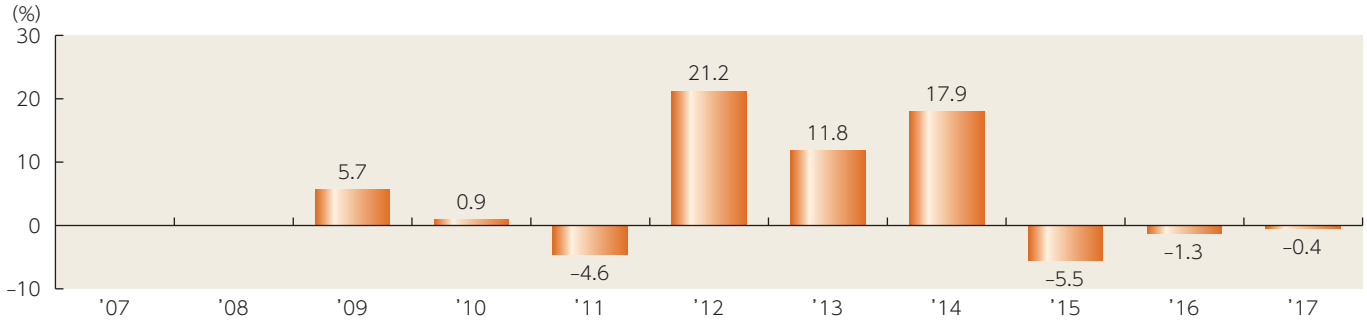

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2009年は設定日から年末までの、2017年は年初から1月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

運用実績

2017年1月31日現在

アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)米ドル基準

基準価額・純資産の推移 2012年3月5日(設定日)～2017年1月31日

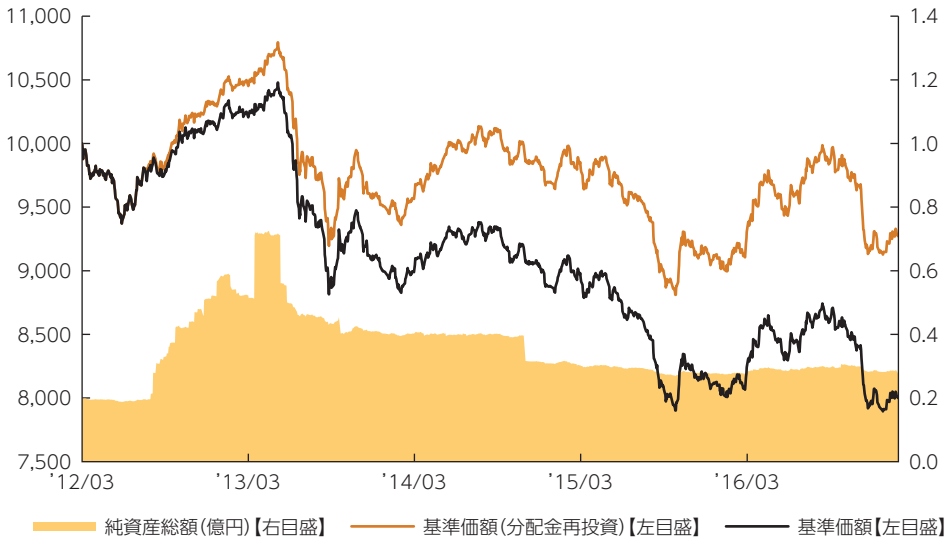

•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

基準価額・純資産

基準価額	8,015円
純資産総額	0.2億円

分配の推移

2017年1月	20円
2016年12月	20円
2016年11月	20円
2016年10月	20円
2016年9月	20円
2016年8月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	1,340円

•分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	82.1%
特殊債	2.7%
社債	11.5%
コールローン他(負債控除後)	3.7%
合計	100.0%

通貨別構成	比率
円	97.8%
インドルピー	18.6%
インドネシアルピア	17.9%
タイバーツ	13.8%
フィリピンペソ	12.1%
マレーシアリンギット	10.0%
韓国ウォン	7.9%
シンガポールドル	7.7%
その他	-85.8%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1	6.625 INDONESIA 330515	国債	インドネシア	11.4%
2	1.25 THAILAND I/L 280312	国債	タイ	6.8%
3	6.25 PHILIPPI(GL) 360114	国債	フィリピン	6.7%
4	1.875 KOREA TRE 260610	国債	韓国	6.4%
5	1.375 TAIWAN GOVT 200310	国債	台湾	6.2%
6	3.65 THAILAND 211217	国債	タイ	5.2%
7	3.955 MALAYSIAGOV 250915	国債	マレーシア	4.0%
8	7.75 POWER SEC 170422	社債	フィリピン	3.9%
9	8.375 INDONESIA 260915	国債	インドネシア	3.6%
10	2.875SINGAPORGOVT 300901	国債	シンガポール	3.3%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。
•「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

年間収益率の推移

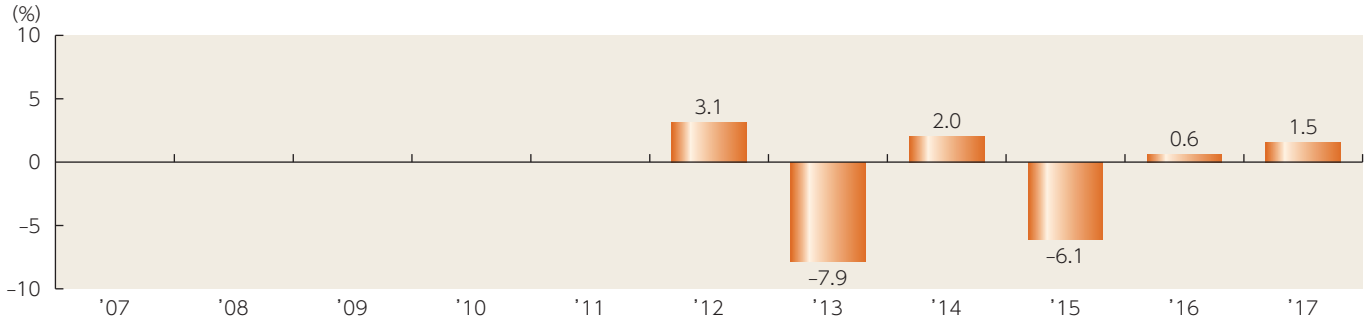

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2012年は設定日から年末までの、2017年は年初から1月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2017年4月22日から2017年10月23日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
その他	信託期間	■アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型) 無期限(2009年9月28日設定) ■アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)米ドル基準 無期限(2012年3月5日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ■アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型) ・受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合 ■アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)米ドル基準 ・受益権の総口数が、30億口を下回ることとなった場合 ・各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月22日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンド2,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月毎(1・7月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	購入価額に対して、**上限3.24%(税抜 3.00%)** (販売会社が定めます)	各ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

日々の純資産総額に対して、**年率1.62%(税抜 年率1.50%)**をかけた額

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.86%	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.60%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。
・監査法人に支払われる各ファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

税　金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税　普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税　換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2017年1月末現在のものです。
※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。
※法人の場合は、上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

MUFG 三菱UFJ国際投信

目論見書を読み解くガイド
http://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html

SH